令和８年（フ）第２０２号
滋賀県近江八幡市中村町36番地１（205号）
債務者　渡辺　詩音
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第４１号
京都府亀岡市北河原町１丁目５番27―106号、前住所京都府亀岡市篠町馬堀広道８番地の１
債務者　池本　郁子
１　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和８年（フ）第１６４号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番26―403号
債務者　坪内　和也
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１８０号
兵庫県伊丹市池尻７丁目95番地９
債務者　Ｃｕｔｔｅ　Ｌｉｎｅこと　上江洲浩美
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２０３号
兵庫県川西市中央町14番４号　201
債務者　齊藤　　毅
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２３８号
兵庫県伊丹市北本町２丁目60番地
債務者　斗々亜紀子
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２３９号
兵庫県川西市清和台東２丁目１番地の５210
債務者　西村　芳治
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２５５号
奈良県大和高田市大中南町４番54―501号　ルミエール壱番館
債務者　田中　光吉
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２９３号
香川県小豆郡土庄町大部甲1914番地１
債務者　森本　智可（旧姓夕永）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２９７号
香川県高松市仏生山町甲616番地１、住民票上の住所香川県高松市東山崎町364番地15
債務者　瀧下　　恵
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１２４号
香川県仲多度郡まんのう町岸上809番地２、前住所岡山県岡山市北区撫川1320番地１ハイデンス岡山201
債務者　松良　尚哉
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１３６号
香川県丸亀市柞原町305番地２
債務者　大崎　正弘
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１３７号
香川県丸亀市西平山町55番地ロータリーマンション丸亀105号
債務者　松岡　訓広
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和７年（フ）第３９６号
愛媛県松山市天山３丁目１番13号　天山運輸ビル301号、住民票上の住所愛媛県松山市室町２丁目３番２号　グランベールＶ　302号
債務者　野間　　希
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３３号
愛媛県松山市浄瑠璃町甲911番地６
債務者　松田　賢一
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３０９号
高知市旭町１丁目83番地１　岸本アパート１Ｆ西
債務者　川上　晴水
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高知地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３１０号
高知市旭町１丁目83番地１　岸本アパート１Ｆ東
債務者　川上　信幸
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
高知地方裁判所破産係